恩給年額の算出にあたり、

(農総研水田農業研究所)



選

管

委

五.

(杉戸県

土

五

五

四

(行田県土

兀

(東松山県土) "

 \equiv

 \equiv

三三

(埼玉県条例第四十二号)

(職員

条例のあらまし本号で公布された

旨

部改正に伴い、

恩給法

き続くこと」を要件とする。 新たに「退職公務員の死亡時から引 を得る途のないときに限り、扶助料 引上率に連動して年額を改定する。 が転給されることとなっているが、 成年の子は、重度障害で生活資料

三 施行期日

平成十九年十月 \mathbb{H}

例に関する条例の一部を改正する条例 埼玉県税条例及び法人等の県民税の特

(埼玉県条例第四十四号) (税務課

趣旨

を行う。 改正に対応した狩猟税の税率の新設等 る県民税の税率の特例措置の適用期限 を延長するとともに、狩猟免許制度の 株式等の配当等及び譲渡所得等に対す 地方税法の一部改正等に伴い、上場

内 県民税 容

を一年延長する。 渡所得割に係る軽減税率の適用期限 県民税配当割及び県民税株式等譲

猟免許及びわな猟免許に係る狩猟者 網・わな猟免許の分割に伴い、

網

公布の日から施行する。

税率を設ける

の登録を受ける者に対する狩猟税の

県民税の所得割額の納付を要しな 網猟免許 八千二百円(ただし、

> イ し、県民税の所得割額の納付を要 い者は五千五百円。) しない者は五千五百円。) わな猟免許 八千二百円(ただ

 (Ξ) その他

要の規定の整備を行う。 たな類型の信託に対応するため、 新しい信託法により認められた新 所

施行期日

三

11 ては信託法の施行の 公布の日。 ただし、二のうち三につ

第四十五号)(社会福祉課 条例の一部を改正する条例 生活福祉資金貸付事業の補助に関する (埼玉県条例

趣 旨

変更するための条例 貸付事業について、 が県の補助を受けて行う生活福祉資金 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 貸付資金の種類を

内 容

号を第三号とし、 でを一号ずつ繰り上げる 第三条第二項中第三号を削り、 第五号から第九号ま 第四

 (\Box)

景観法の施行に関する規定

三 施行期日

号)(県土づくり企画室 埼玉県景観条例 (埼玉県条例第四十六

趣

旨

改正 形成を進めるための施策を講ずるとと かした景観形成を推進するための全部 を定めることにより、地域の特性を生 もに、同法の施行について必要な事項 景観法の制定を踏まえ、埼玉の景観

二内 容

(--)

責

務

ア 務を有する。 な施策を策定し、 然的社会的諸条件に応じた総合的 との密接な連携の下に、県内の自 県は、 景観形成に関し、市町村 及び実施する責

イ 活動に関し、 ならない。 成に関する施策に協力しなければ るとともに、県が実施する景観形 事業者は、 景観形成に自ら努め 土地の利用等の事業

に協力しなければならない。 が実施する景観形成に関する施策 を果たすよう努めるとともに、 を深め、景観形成に積極的な役割 県民は、景観形成に関する理解 県

ア て定めるものとする。 域及び景観形成推進区域に区分し 般課題対応区域、 景観計画を定める場合には、 特定課題対応区

イ 模に該当する行為を行う者は、 は物件の堆積で、規則で定める規 築物の新築等、工作物の新設等又 景観計画区域の区分に応じ、 建 届

導・助言を求めることができ、そ け出るものとする。 合は、届出対象行為の着手法定制 の内容が景観形成上支障がない場 届出に当たり、事前に知事に指

オ 知事は、 届出がされている場合

当該勧告に従わないときは、その

の規定による勧告を受けた者が、

知事は、景観法第十六条第三項

限期間を短縮するものとする。

内容を公表することができるもの

れがある場合等は、報告を求める 当該法定届出の内容と異なるおそ において、当該行為の施行状況が ことができるものとする。

 (Ξ) ア 県の景観形成施策等に関する規定 定として知事の認定を受けること ができるものとする。 定めて協定を締結し、景観形成協 土地の区域内の建築物等の基準を 一団の土地の所有者等は、 その

助言を行うものとする。 なるに当たり必要な情報提供又は 県は、 市町村が景観行政団体と

ウ 成に関する啓発及び知識の普及等 の施策を実施するものとする。 県は、 県民、事業者等に景観形

施行期日

日とする。 ただし、二二アについては、 平成二十年四月一日 公布の

平成十九年七月十日

び学校薬剤師の公務災害補償に関する条埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及

例の一部を改正する条例(埼玉県条例第

五十号)(保健体育課)

趣

旨

める政令の一部改正に伴い、県立学校学校薬剤師の公務災害補償の基準を定公立学校の学校医、学校歯科医及び

正となる補償基礎額を改定するための改に対する休業補償等の額の算定の基礎の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

一内容

の改定補償基礎額に加算される扶養加算額

三 施行期日

公布の日

3

同日前の退職に係る退職手当については、

なお従前の例による。

条______例

埼玉県知事 上 田 清 司

平成十九年七月十日

埼玉県条例第四十一号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

を次のように改正する。第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)の一部

定める者を同項 和四十九年法律第百十六号)第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当 中「六月以上」を「十二月以上(特定退職者にあつては、 は、六月以上)」に、 するものとして知事が定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあつて 第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして知事が定める **「同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして知事が** 第十三条第一項中「六月以上」を「十二月以上(特定退職者(雇用保険法 を「特定退職者を同法第二十三条第二項」 「雇用保険法 (昭和四十九年法律第百十六号)」を「同法」に、 六月以上)」に、 に改め、 同条第三項 「同法 昭

> . 附 則

(施行期日)

項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。12の条例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三1~2の条例は、平成十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

第三項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、2 第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十三条第一項及び

付の支給を受ける者に対して支給してはならない。
による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による失業等給附則第四十二条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)第二条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十三条の規定によ

** とここに 3-1-1-1 場子のでは、1995年の一部を改正する条例をここに公布する。 埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十二号

埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例

(埼玉県吏員恩給条例の一部改正)

改正する。 第一条 埼玉県吏員恩給条例(昭和八年埼玉県条例第十三号)の一部を次のように

第三条ノニを次のように改める。

改定スをや恩給法ニ規定スル普通恩給、増加恩給又ハ扶助料ノ年額ノ改定ノ例ニ依リ第三条ノニー退隠料、増加退隠料又ハ扶助料ノ年額ハ本条例ニ規定スルモノノ外

第十二条第一項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。

第二十七条ノ四を次のように改める。

者を同項」を「特定退職者を同法第二十三条第二項」に改める.

職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

一 条

第十三条第十七項中「又は船員保険法

(昭和十四年法律第七十三号)」を削る。

額ノ一部ノ停止ニ付テハ恩給法第五十八条ノ四ノ規定ヲ準用ス第二十七条ノ四 退隠料ヲ受クル者前年ニ於テ恩給外ノ所得アルトキノ退隠料年

第三十二条中「心身ニ著シキ障害アル状態ニシテ」を「吏員ノ死亡ノ当時ヨリ

る」に改め、同な第三項において

同条第三項中「の昭和五十四年六月分以降の年額に関する同項の規、て「法律第九十三号」という。)附則第十三条第一項の規定を準用す

第三二三条第二頁の「ハ其ノロニ人之二十六ハの身二著シキ障害アル状態ニ在リ且」に改める。

ハ恩給法第七十五条第二項ノ規定ヲ準用ス」に改める。 養遺族ニ付テハ一人ニ付三万六千円ヲ扶助料ノ年額ニ加給ス」を「ノ加給ニ付テ第三十三条第二項中「ハ其ノ中二人迄ニ付テハ一人ニ付七万二千円其ノ他ノ扶

(埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

五十七号)の一部を次のように改正する。第二条「埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例(昭和四十一年埼玉県条例第

附則第四条を次のように改める。

(長期在職者等の恩給年額についての特例

用する法律第百二十一号附則第八条第二項」に改める。 附則第五条中「前条第一項」を「前条」に、「同条第二項」を「同条において準

を「については、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十三号。に 年数が十三年に達するまでは、三百分の二)に相当する金額を加えた額とする」 とに、その年額の計算の基礎となつている俸給年額の三百分の一(その超える でとに、その年額の計算の基礎となる退隠料の額)に、当該恩給の基礎在職年に でとに、その年額の計算の基礎となる退隠料の額)に、当該恩給の基礎在職年に にとした場合の退隠料 の退により同項の表の下欄に掲げる額をもつてその年額とされている とされている の退に、当該恩給の基礎在職年に を「については、同項の規定を適用しないこととした場合の退隠料 の退に、当該恩給の基礎を職年に を「については、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十三号。 に、当該恩給の基礎を職年に の退に、当該恩給の基礎を職年に を「については、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十三号。 に、当該恩給の基礎を職年に の退に、当該恩給の基礎を職年に のとに、その年額(埼玉県吏員恩) 3

第九十三号附則第十三条第三項の規定を準用する」に改める。では、三百分の二)」とあるのは、「三百分の二」とする」を「については、法律定の適用については、同項中「三百分の一(その超える年数が十三年に達するま

| 五十三号)の一部を次のように改正する。| 第四条 埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例(昭和五十一年埼玉県条例第

十一号附則第十四条第二項の規定を準用する」に改める。 十一号附則第十四条第二項の規定を準用する」に改め、同項第二号中「十五万二千八百円」を「法律第五十一号附則第十四条第一項第二号中「十五万二千八百円」を「法律第五十一号附則第十四条第一項第二号中「十五万二十八百円」を「法律第五十一号附則第十四条第一項第二号中「十五万という。)附則第十四条第一項第一号附則第十四条第一項第二号中「十五万という。)附則第十四条第一項第一号附則第十四条第一項第二号中「十五万と加えるものとする」を「おける扶助料の年額に係る加算に当時に出げる額」に改め、同項第二号中「十五万と加えるものとする」を「おける扶助料の年額に係る加算については、法律第五十一号」を加えるものとする」を「おける扶助料の年額に係る加算については、法律第五十一号」に改める。

阿則

(施行期日)

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

(成年の子の扶助料に関する経過措置)

という。)第三十二条の規定にかかわらず、なおその効力を有する。 一条の規定による改正後の埼玉県吏員恩給条例(次項において「改正後の条例」例の施行の際現に扶助料を受ける権利又は資格を有する成年の子については、第2 第一条の規定による改正前の埼玉県吏員恩給条例第三十二条の規定は、この条

(多額所得による恩給停止についての特例)

って恩給年額とする。ついては、当該改定を行わないとした場合に受けることとなる退隠料の年額をもら同年六月分までの退隠料に関する改正後の条例第二十七条ノ四の規定の適用に退隠料の年額の改定が行われた場合における当該改定が行われた年の四月分か

2関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十三号

公営に関する条例の一部を改正する条例埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の

に関する条例(平成五年埼玉県条例第四号)の一部を次のように改正する。埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営

の作成」を加える。の下に「、法第百四十二条第一項第三号のビラ(埼玉県知事の選挙の場合に限る。)の下に「、法第百四十二条第八項」の下に「、第百四十二条第十一項」を、「使用」

とする。 とび第九条」を「、第九条及び第十三条」に改め、同条を第十五条

第十条中「第七条」を「第十一条」に改め、同条を第十四条とする。

「第十一条後段」に改め、

同条を第十三条とする。

第八条を第十二条とする。

第九条中「第七条後段」を

(ビラの作成の公営)

第二条ただし書の規定を準用する。 範囲内で、第一条のビラを無料で作成することができる。この場合においては、第七条 公職の候補者(埼玉県知事の選挙の場合に限る。)は、第十条に定める額の

(ビラの作成の契約締結の届出)

ころにより、その旨を委員会に届け出なければならない。において同条に規定するビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めると第八条(前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間

(ビラの作成の公費の支払)

第九条 場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該ビラの作成枚数 当該契約に基づき作成されたビラの一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次 ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対 段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、 のものであることにつき、委員会が定めるところにより、 の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、 の申請に基づき、 (当該公職の候補者を通じて法第百四十二条第一項第三号に定める枚数の範囲内 埼玉県は、 公職の候補者 委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第七条後 (前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基 当該公職の候補者から 当該

二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 四円八十八銭にその五万枚を超一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円三十銭

数で除して得た金額(一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とす数で除して得た金額(一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とすえる枚数を乗じて得た金額に三十六万五千円を加えた金額を当該ビラの作成枚

(ビラの作成の公費負担の限度額)

て得た金額とする。
十二条第一項第三号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じり算定した金額に第七条に規定するビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第百四が増者一人について、前条各号に掲げる区分に応じ、同条各号に定めるところによ第十条 第七条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、公職の候

則

この条例は、公布の日から施行する。

2

1

を告示された埼玉県知事の選挙については、なお従前の例による。る埼玉県知事の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示され 改正後の埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使

こに公布する。 埼玉県税条例及び法人等の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例をこ

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上 田 清

司

埼玉県条例第四十四号

(埼玉県税条例の一部改正) - 埼玉県税条例及び法人等の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

改正する。第一条「埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように

限る。)」を削る。 つては、個人の事業税、不動産取得税又は自動車税を納期限内に納付する場合にうては、個人の事業税、不動産取得税又は自動車税を納期限内に納付する場合にあ第八条第一項中「、県内にある郵便局その他規則で定める郵便局(郵便局にあ

四の二 法人課税信託(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十対しては法人税割額によつて」を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。第二十一条第一項中「均等割額によつて」の下に「、第四号の二に掲げる者に

らら) けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有す」 九号の二に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受

改め、「これに」を削る。

の下に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、「本節」を「この節」にの下に「又は法人課税信託の信託事務」を加え、同条第六項中「含む。)」益事業」の下に「又は法人課税信託の信託事務」を加え、同条第五項中「(昭和四十年法律第三十四号)」を削り、「収付課税信託の引受けを行うもの」を、「当該収益事業」の下に「又は法人課税信託のめ、「これに」を削る。

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用) 第二十一条の二を第二十一条の三とし、第二十一条の次に次の一条を加える。 |

法律」の下に「(平成十年法律第百五号)」を加え、同項第二号を削り、 号を同項第二号とし、同条第三項中|第七十二条の二第七項』を|第七十二条の 和二十六年法律第百九十八号)第二条第十二項」に改め、「資産の流動化に関する の下に「、第五項に規定するみなし課税法人」を加え、 十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第五項各号」に改め、 十二条の二第八項」を「第七十二条の二第九項」に、「第七十二条の二第九項」を 一第八項」に、「第三十一条の四第五項」を「第三十一条の四第四項」に、 第三十条の二十中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」 第三十一条第 一項第一号中「及び第三号」を削り、 同号口中 「第二条第十九項」を「 に改める 「第七十二条の二 同項第三 財

項の次に次の一項を加える。の節において同じ。)の引受け」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四の節において同じ。)の引受け」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四税信託(法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。以下こ「第七十二条の二第十項」に改め、同条第四項中「いう。)」の下に「又は法人課

か、法人とみなして、法人の行う事業に対する事業税を課する。という。)には、第三項の規定により個人の行う事業に対する事業税を課するほという。)には、第三項の規定により個人(以下この節において「みなし課税法人」

第三十一条の二第一項第一号中「及び第三号」を削り、

同項第二号を削

り、

5

十一条の二の二とし、第三十一条の次に次の一条を加える。法第七十二条の二十三第七項の規定により、第一項第三号」を削り、同条を第三項まで」を「第七十二条の二十三」に改め、「の各特定信託の各計算期間の所得は項第三号を同項第二号とし、同条第四項中「第七十二条の二十三第一項から第六

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用

して、この節(前条を除く。次項において同じ。)の規定を適用する。外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。)ごとに、それぞれ別の者とみな外の資産及び負債並びに収益及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をい第三十一条の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託

句にそれぞれ読み替えるものとする。の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字2 法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合においては、次

るものを含む。) であの節において同じ。) である受託法人をいう。以下こ条の二の二第三項に規定す		
人で受託法人(法第七十二第一項第一号イに掲げる法その他の法人(第三十一条	その他の法人	第三号の四第一項
あるものこの節において同じ。)でこの節において同じ。)でこの節において同じ。)でこ条の二の二第七項に規定	法人	第一号

第 第 三 号 十	の 第 第 三 第 号 十	第三
第三号の四第三項	六第一項 一号及び第三十一条 三十一条の四第三項	第三十一条の四第三項
その他の法人	掲げる法人	法人で
含いご 人で受託法人であるものを 人で受託法人であるものを 人の他の法人(第三十一条	掲げる法人で固有法人であ	有法人で

第十項第一号」に改める。 第三十一条の三第三項中「第七十二条の二第九項第一号」を「第七十二条の二

額 一 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の六・六を乗じて得た金

等三十一条)項等項系を司を等三項にし、司を等言項等項号中「第三十二条) た金額 三 その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の九・六を乗じて得

とし、同条第六項を同条第五項とする。 二第九項第五号」を「第七十二条の二第十項第五号」に改め、同項を同条第四項第三十一条の四第四項を同条第三項とし、同条第五項第四号中「第七十二条の

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

第三十一条の七に次の一項を加える。

「除く。)(法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、当該法人課税信託の4.受託法人に係る第一項の規定の適用については、同項中「除く。」とあるのは

信託事務を主宰する受託者(以下この項において「主宰受託者」という。)以外信託事務を主宰する受託者(以下この項において「主宰受託者」という。)以外信託事務を主宰する受託者(以下この項において「主宰受託者」という。)以外信託事務を主宰する受託者(以下この項において「主宰受託者」という。)以外信託事務を主宰する受託者(以下この項において「主宰受託者」という。)以外信託事務を主宰する受託者(以下この項において「主宰受託者」という。)以外に住所若しくは居所を含む。」とあるのは「安託者が二以上ある場合は、主宰受託者以外の受託者の名称及び代表者氏名又は氏名並びに事務所若しくは事業所所在地又は住所若しくは居所を含む。」とあるのは「受託者の事務所若しくは事業所所在地」とあるのは「受託者の事務所若しくは事業所所在地」とあるのは「受託者の事務所若しくは事業所所在地」とあるのは「受託者の事務所若しくは事業所所在地又は住所若しくは居所」とする。

第三十一条の七の二を次のように改める。

(受託者の変更報告の義務)

出しなければならない。 場内に事務所若しくは事業所又は住所若しくは居所のある第三十一条の七の二 県内に事務所若しくは事業所又は住所若しくは居所のある第三十一条の七の二 県内に事務所若しくは事業所又は住所若しくは居所のある

事業所所在地又は住所若しくは居所 当該就任した受託者の名称及び代表者氏名又は氏名並びに事務所若しくは

一 当該法人課税信託の名称

当該就任した受託者に信託事務の引継ぎをした者の名称又は氏名

四 当該就任の日

五 当該就任の理由

〜 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

内に、次に掲げる事項を記載した報告書に当該終了の事実を証する書類を添付二以上あつた場合には、当該主宰受託者)は、当該引継ぎをした日以後二月以は居所のある受託者(当該引継ぎの直前において当該法人課税信託の受託者が伴い当該信託事務の引継ぎをした県内に事務所若しくは事業所又は住所若しく2 法人課税信託について受託者の任務が終了した場合には、その任務の終了に

- 規則で定めるところにより知事に提出しなければならな
- くは事業所所在地又は住所若しくは居所 当該引継ぎをした受託者の名称及び代表者氏名又は氏名並びに事務所若し
- 当該法人課税信託の名称
- 当該信託事務の引継ぎを受けた者の名称又は氏名
- 当該信託事務の引継ぎをした日
- 五. 当該終了の理由
- 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 を添付し、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。 変更前の主宰受託者及び変更後の主宰受託者は、それぞれ、当該変更の日以後 更があつたときは、 の法人課税信託の受託者が二以上ある場合において、その主宰受託者の変 次に掲げる事項を記載した報告書に当該変更の事実を証する書類 県内に事務所若しくは事業所又は住所若しくは居所のある
- 当該法人課税信託の名称
- 当該変更後又は変更前の主宰受託者の名称又は氏名
- 当該変更の日
- 当該変更の理
- 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

条第二項中 業者に係る消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。)」を加え、 にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事 除される事業者」の下に「(同法第十五条第一項に規定する法人課税信託の受託者 第三十一条の十四第一項中「事業者(同法」を「事業者(消費税法」に改め、「免 「本節」を「この節」に改める。 同

二号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える 第九十六条第一項第一号及び第二号中「網・わな猟免許又は」を削り、 同項第

者以外のもの 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、 八千二百円 次号に掲げる

兀 該当する者 府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第二十三条第 項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族に 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、 (農業、 水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 当該年度の道 <u>Ŧ</u>i.

> の分配」 特定株式投資信託」に改め、「又は特定投資信託」及び「及び特定目的信託の収益 十六年法律第百九十八号)第二条第四項に規定する証券投資信託及びこれに類す 十二年法律第二十六号)」を削り、 の分配」を削り、「所得税法第二十四条」を「同法第二十四条」に改め、 め、「又は特定目的信託 を削り、「所得税法第九条第一項第十一号」を「同法第九条第一項第十一号」に改 税法第二条第二十九号の三イに掲げる信託をいう。以下この条において同じ。)」 第一項第十三号に規定する証券投資信託」に改め、「若しくは特定投資信託 る同条第二十八項に規定する外国投資信託」を「又は証券投資信託 |条第十三項に規定する特定目的信託をいう。以下この条において同じ。)の収益 附則第六条中「、証券投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律 」を削る。 (資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第 同条第一号中「、特定株式投資信託」 (同法第二条 を (昭和三 一又は

に改める 附則第六条の三第一項中「第二十一条の二第 一項」を「第二十一条の三第 項

に改める。 附則第七条の二中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十 一日

日」に改める。 附則第七条の三中 「平成十九年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十

(法人等の県民税の特例に関する条例の一部改正) 附則第八条中「同条第四項第二号イ」を「同条第三項第二号」に改める。

第二条 法人等の県民税の特例に関する条例 (昭和五十年埼玉県条例第七十三号)

を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)の施行の日から平成二十三年一 の一部を次のように改める。 第二条中「並びに特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一 月 部

を削り、 三十一日までの間に終了する各計算期間分の法人税割_ 項を加える 第三条第一項中「又は各計算期間分」 「法人税法」の下に「(昭和四十年法律第三十四号)」を加え、 を削り、 同条第六項中「又は計算期間 を削る 同条に次の

8 法人税法第四条の七に規定する受託法人については、 第一項の規定は、 適用

(施行期日) 附 則

各号に定める日から施行する この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該

第一条中埼玉県税条例第八条の改正規定 平成十九年十月

定並びに第二条の規定並びに附則第三項から第六項までの規定 条の十四の改正規定並びに同条例附則第六条、第六条の三及び第八条の改正規 三十一条の次に一条を加える改正規定並びに同条例第三十一条の三、第三十一 第三十一条の二の改正規定、同条を同条例第三十一条の二の二とし、 例第三十一条の改正規定(同条第一項第一号ロ中「第二条第十九項」を「(昭和 例第二十一条の三とし、同条例第二十一条の次に一条を加える改正規定、同条 十八年法律第百八号)の施行の日 一十六年法律第百九十八号)第二条第十二項」に改める部分を除く。)、 第一条中埼玉県税条例第二十一条の改正規定、同条例第二十一条の二を同条 第三十一条の六、第三十一条の七、第三十一条の七の二及び第三十一 信託法 同条例第 同条例 (平成 6 5

号)第二条第十二項」に改める部分に限る。) 証券取引法等の一部を改正する 項第一号ロの改正規定(「第二条第十九項」を「(昭和二十六年法律第百九十八 第一条中埼玉県税条例第三十条の二十の改正規定及び同条例第三十一条第 (平成十八年法律第六十五号) の施行の日

(狩猟税に関する経過措置

2 に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対 九十六条第一項の規定は、平成十九年四月十六日以後に狩猟者の登録を受ける者 して課する狩猟税については、 第一条の規定による改正後の埼玉県税条例(以下「改正後の条例」という。)第 なお従前の例による。

(信託法の制定に伴う県民税、 事業税及び地方消費税に関する経過措置

3 の十四の規定並びに第二条の規定による改正後の法人等の県民税の特例に関する 法信託とされた信託 三十条第二項又は第五十六条第二項の規定により同法第三条第一項に規定する新 施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第百九号)第三条第 条例第二条及び第三条の規定は、 言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、 項、第六条第一項、 改正後の条例第二十一条、第三十一条から第三十一条の二の二まで、第三十 第三十一条の六、第三十一条の七、第三十一条の七の二及び第三十一条 以下 第十一条第二項、 「新法信託」という。)を含む。)について適用し、 信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託 第十五条第二項、 第二十六条第一項、 信託法の (遺 第 同

> 日前に効力が生じた信託(遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がさ れたものを含み、新法信託を除く。)については、なお従前の例による

- は同日以後に遺言がされたものに限り、 法人課税信託(遺言によってされた信託で法人課税信託に該当するものにあって む。)について適用する。 改正後の条例第二十一条の二の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる 新法信託に該当する法人課税信託を含
- 例附則第六条に規定する配当所得を有することとなる場合については、 県民税の所得割の納税義務者が同日前に第一条の規定による改正前の埼玉県税条 の例による。 行の日以後に同条に規定する配当所得を有することとなる場合について適用し、 改正後の条例附則第六条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が信託法の施 なお従前

(埼玉県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

部を次のように改正する。 埼玉県税条例の一部を改正する条例 (平成十七年埼玉県条例第八十八号) 0)

に改める 附則第四項及び第六項中「第二十一条の二第一項」を「第二十一条の三第 項

る

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例をここに公布す

平成十九年七月十日

埼玉県条例第四十五号

埼玉県知事 上 田 清 司

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例 一部を次のように改正する。 生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の (昭和三十年埼玉県条例第四十八号) 一部を改正する条例

号ずつ繰り上げる 第三条第二項中第三号を削り、 第四号を第三号とし、 第五号から第九号までを

0)

この条例は、 公布の日 から施行する。

(目的

平成十九年七月十日

埼玉県景観条例をここに公布する。

埼玉県条例第四十六号

埼玉県景観条例

埼玉県知事 上 田 清

の全部を改正する。

目次

埼玉県景観条例 (平成元年埼玉県条例第四十二号)

第二章 第一章 景観計画 総則 (第 -第三条

第一節

第二節 行為の規制等(第七条―第十三条) 景観計画の策定等 (第四条—第六条)

景観重要建造物及び景観重要樹木(第十四条

第四章 雑則 (第二十三条)

県の景観形成施策等

(第十八条—第二十二条)

第三章

第 章 総則

第一条 この条例は、 を定めることにより、 法(平成十六年法律第百十号。以下「法」という。)の施行について必要な事項 格のある郷土の形成に寄与することを目的とする。 埼玉の景観形成を進めるための施策を講ずるとともに、景観 地域の特性を生かした景観形成を推進し、もって魅力と風

(定義)

第二条 この条例において「景観形成」とは、 新たに良好な景観を創出することをいう。 現にある良好な景観を保全し、又は

2 この条例において「景観計画」とは、 法第八条第一項に規定する景観計画をい

う。

第三条 県は、景観形成に関し、市町村との密接な連携の下に、県内の自然的社会 的諸条件に応じた総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する

県が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。 事業者は、土地の利用等の事業活動に関し、景観形成に自ら努めるとともに、

3 県民は、景観形成に関する理解を深め、景観形成に積極的な役割を果たすよう

司

第二章 景観計画 努めるとともに、県が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

節 景観計画の策定等

(景観計画区域等)

第四条 法第八条第二項第一号の景観計画区域(以下「景観計画区域」という。) については、次のいずれかの区域に区分して定めるものとする。

- 般課題対応区域(次号及び第三号に掲げる区域以外の区域をいう。)
- 特定課題対応区域(一の市町村の区域を超える広域の景観形成を図るため、
- 三 景観形成推進区域(法第十一条第一項の規定による提案を踏まえて景観計画 特定の景観に関する課題について取り組む地域の区域をいう。)
- ついては、 法第八条第二項第三号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に |策定又は変更をする場合における当該策定又は変更に係る区域をいう。) 前項各号に掲げる区域の区分ごとの自然的社会的諸条件に応じて定め

2

(景観計画の策定手続)

第五条 知事は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、執行機関の附属 るときも、同様とする。 ものとする。景観計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとす づき設置された埼玉県景観審議会(以下「景観審議会」という。)の意見を聴く 機関に関する条例(昭和二十八年埼玉県条例第十七号)第二条第一項の規定に基

(景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模

第六条 景観法施行令(平成十六年政令第三百九十八号。以下「政令」という。) 第七条ただし書の規定により定める規模は、法第八十三条第一項(法第八十四条 地の区域に限り、 又は第十八条第三項の規定による認定を受けている景観形成協定の目的となる土 第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けている景観協定 〇・三ヘクタールとする

二節 行為の規制等

(届出対象行為等)

第七条 法第十六条第一項第四号の条例で定める行為は、政令第四条第四号に掲げ の特定課題対応区域又は同項第三号の景観形成推進区域のうち、規則で定める区 例第六十四号)第二条第四号に規定するものを除く。)で、第四条第一項第二号 る行為(埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例(平成十四年埼玉県条

により、次に掲げる図書(第一号及び第三号に掲げる図面にあっては、規則で定 める縮尺のものに限る。)を添付して行わなければならない。ただし、当該届出 域内のもの(次項において「物件の堆積」という。)とする。 が次条第二項第一号に係る同項の通知に関する届出である場合にあっては、当該 前項の行為に係る法第十六条第一項の規定による届出は、規則で定めるところ

図書のうち、知事が必要としないと認める図書の添付を省略することができる。 物件の堆積を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面

当該土地及び当該土地の周辺の状況を示す写真

を表示する図面 当該土地の区域内における物件の堆積を行う位置並びに堆積の方法及び高さ

四 応説明書」という。) という。)についての対応を記載した書類(第四項において 法第八条第三項第二号に規定する基準 (第十三条において「景観形成基準 「景観形成基準対

Ŧi. 前各号に掲げるもののほか、規則で定める図書

3 第二条に規定する事項とする。 施行規則(平成十六年国土交通省令第百号。以下この条において「省令」という。) 第一項に規定する行為に係る法第十六条第一項の条例で定める事項は、景観法

4 他規則で定める図書とする。 省令第一条第二項第四号の条例で定める図書は、景観形成基準対応説明書その

5 三条に規定する事項とする。 第一項に規定する行為に係る法第十六条第二項の条例で定める事項は、 省令第

6 法第十六条第七項第十一号の条例で定める行為は、 次に掲げる行為で規則で定める規模以下のもの 次に掲げる行為とする。

法第十六条第一項第一号に掲げる行為

限る。) 法第十六条第一項第二号に掲げる行為 (規則で定める工作物に係る行為に

第一項に規定する行為

二 法第十六条第一項第三号に掲げる行為

地域の区域として規則で定める区域内の行為 うち、他の法令又は条例の規定により景観形成のための措置が講じられている 第一号イからハまでに掲げる行為で同号の規則で定める規模を超えるものの

(届出対象行為に係る事前の指導等)

第八条 事に必要な指導又は助言を求めることができる。 うとする者は、あらかじめ、その内容について、規則で定めるところにより、 法第十六条第一項の規定による届出(以下「法定届出」という。)をしよ 知

2 当該指導又は助言を求めた者に対し、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲 げる事項を規則で定めるところにより通知するものとする 知事は、前項の規定による求めに応じて行う指導又は助言を終了するときは、

認めるとき。 当該法定届出をしようとする内容が景観形成を図る上で支障がないと知事が その旨

認めるとき。 当該法定届出をしようとする内容が景観形成を図る上で支障があると知事が その旨及び理由

(勧告の公表等)

第九条 わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。 知事は、 法第十六条第三項の規定による勧告を受けた者が、 当該勧告に従

2 受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。 知事は、 前項の規定により公表しようとするときは、 あらかじめ、 当該勧告を

(行為の着手制限の期間短縮)

第十条 知事は、第八条第二項第一号に係る同項の通知をした場合において、 通知に係る法定届出が行われ、かつ、当該法定届出に係る行為に関し法第十六条 法第十八条第二項の規定による期間の短縮をするものとする。 第三項の規定による勧告をする必要がないと認めるときは、当該行為について、 当該

2 定届出をした者に対し、その旨を通知するものとする。 知事は、前項の期間の短縮をするときは、規則で定めるところにより、 当該法

(特定届出対象行為等)

第十一条 号に掲げる行為 の行為とする。 法第十七条第一項の条例で定める行為は、第七条第六項第一号及び第三 (当該行為のうち同項第一号イ又はロに係る行為に限る。) 以外

2 じようとするときは、 知事は、 法第十七条第一項又は第五項の規定により必要な措置をとることを命 あらかじめ、 景観審議会の意見を聴くものとする

第十二条 当該行為の種類、 報告を求めることができる。 知事は、 場所、設計又は施行方法、施行日程その他必要な事項について 次の各号に掲げる場合においては、 当該各号に定める者に対し、

内容と異なるおそれがあると認めるとき。 当該法定届出をした者 当該行為の施行状況が当該法定届出の

(景観形成基準に係る配慮義務等) な行為に該当するおそれがあると認めるとき。 当該行為を行っている者二 法定届出がされていない場合において、着手している行為が法定届出の必要

・十三条 この条列に引致の定めがなく (責権刑房基金)に引きの信を関系系統

第三節 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定等の手続)

観重要建造物の指定の解除をしようとするときも、同様とする。 長及び景観審議会の意見を聴くものとする。法第二十七条第二項の規定による景とするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする建造物が所在する市町村の第十四条 知事は、法第十九条第一項の規定による景観重要建造物の指定をしよう

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

るとおりとする。 第十五条 法第二十五条第二項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げ

更することのないように、定期的に、又は必要に応じて行うこと。一善景観重要建造物の通常の管理行為として行う修繕は、当該修繕前の外観を変

二 消火器の設置その他の防災上必要な措置を講ずること。

状況を、定期的に、又は必要に応じて点検すること。 - 景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐため、その敷地、構造、建築設備等の

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(景観重要樹木の指定等の手続)

重要樹木の指定の解除をしようとするときも、同様とする。及び景観審議会の意見を聴くものとする。法第三十五条第二項の規定による景観とするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする樹木が所在する市町村の長第十六条 知事は、法第二十八条第一項の規定による景観重要樹木の指定をしよう

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

るとおりとする。 第十七条 法第三十三条第二項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げ

虫の駆除その他の措置を行うこと。 - 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐため、定期的に、又は必要に応じて病害

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

第三章 県の景観形成施策等

(景観形成協定)

について、知事の認定を申請することができる。第十八条「次の各号のいずれにも該当する協定を締結した者の代表者は、当該協定

協定の目的となる土地が景観計画区域内の一団の土地であること

二 次に掲げる事項が定められているものであること

イ 協定の目的となる土地の区域

ロ 景観形成のための次に掲げる事項のうち、必要なもの

同じ。)の形態又は色彩その他の意匠に関する基準()建築物(法第七条第二項に規定する建築物をいう。以下この条において)

(2) 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準

構造、用途又は形態若しくは色彩その他の意匠に関する基準(3)工作物(建築物を除く。第三項第二号において同じ。)の位置、規模、

(4) 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項

いて同じ。)の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準⑤ 屋外広告物(法第七条第三項に規定する屋外広告物をいう。以下⑸にお

用に関する事項()農用地(法第五十五条第一項に規定する農用地をいう。)の保全又は利

ハ 協定の有効期間 (7) その他景観形成に関する事項

- ころにより行うものとする。 2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる図書を添付して、規則で定めると
- 一 当該協定に係る協定書の写し
- 二 当該協定の目的となる土地の区域を表示する図面
- 三 当該協定が前項第二号に規定する合意により締結されたことを証する書類
- 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める図書
- 協定を景観形成協定として認定するものとする。観形成に資するものであり、かつ、次の各号のいずれにも該当するときは、当該3 知事は、第一項の規定による申請があった場合において、当該協定が地域の景
- 一 申請手続が法令又は条例若しくは規則に違反しないこと。
- 二 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。
- 。 三 第一項第三号に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものである
- ものにする。 に係る協定の目的となる土地が所在する市町村の長及び景観審議会の意見を聴く 4 知事は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該申請

- ろにより、知事に届け出なければならない。 の内容を確認できる図書として規則で定めるものを添付して、規則で定めるとこ更した者の代表者は、当該変更後の景観形成協定に係る協定書の写しその他変更7 景観形成協定において定めた事項が変更された場合は、当該景観形成協定を変
- 通知するとともに、当該景観形成協定の名称及び区域を告示するものとする。で定めるところにより、当該認定の取消しに関し、その旨を当該届出をした者に項の規定による認定を取り消すものとする。この場合においては、知事は、規則8 知事は、前項の規定による届出に係る変更後の景観形成協定の内容が、第一項8

9

知事は、

第七項の規定による届出に係る変更後の景観形成協定の内容が、

前項

- の名称及び区域を告示するものとする。区域に係るものである場合に限る。)であるときは、当該変更後の景観形成協定前段に規定する場合以外の場合(当該変更の内容が当該景観形成協定の名称又は
- その旨を規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。10 景観形成協定が廃止された場合は、当該景観形成協定を廃止した者の代表者は、
- の名称及び区域を告示するものとする。11 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、当該廃止に係る景観形成協定
- な指導又は助言を行うことができる。とする者又は第三項の規定による認定を受けた者に対し、景観形成のために必要とする者又は第三項の協定を締結しようとする者、同項の規定による申請をしよう

(県の事業における景観形成のための措置)

- 図るため必要な措置を講ずるものとする。第十九条 知事は、公共事業を行う場合においては、当該地域における景観形成を
- という。) を定めるものとする。 2 知事は、前項の規定により講ずべき措置の指針(以下「公共事業景観形成指針」
- らかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。
 3 知事は、前項の規定により公共事業景観形成指針を定めようとするときは、
- く。)をする場合について準用する。5 前二項の規定は、公共事業景観形成指針の変更(規則で定める軽微な変更を除4 知事は、公共事業景観形成指針を定めたときは、これを公表するものとする。らかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。

(国等の事業における景観形成のための措置の要請)

- 針に適合する措置を講ずるよう要請するものとする。 観形成を図るため必要があると認めるときは、国等に対し、公共事業景観形成指制が成で国等」という。)が公共事業を行う場合において、当該地域における景第二十条 知事は、国、他の地方公共団体その他規則で定める法人(以下この条に
- (体制整備、施策の実施等)
- | 要な体制を整備するものとする。| 第二十一条 県は、市町村と連携して、広域にわたる景観形成を推進するために必
- 3 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(第三号において「県町村が景観行政団体となるに当たり必要な情報提供又は助言を行うものとする。以下同じ。) として景観形成に関する施策を推進することの重要性を踏まえ、市2 県は、市町村が景観行政団体(法第七条第一項に規定する景観行政団体をいう。

民等」という。)に対して、次に掲げる施策を実施するものとする。 景観形成に関する啓発及び知識の普及

- 景観形成の推進に携わる人材の養成
- 景観形成に関する県民等の自主的な活動の促進
- 兀 景観形成に関する調査、 研究及び情報の提供

(審議会への諮問)

第二十二条 場合を含む。)の規定による認可をする場合その他知事が必要と認める場合にお いては、景観審議会の意見を聴くものとする。 知事は、 法第八十三条第一項 (法第八十四条第二項において準用する

6

第四章

第一 一十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、 規則で定める。

則

(施行期日

びに次項各号の規定は、 この条例は、 平成二十年四月一日から施行する。 公布の日から施行する。 ただし、 第四条及び第五条並

町村の区域については、当該市町村が景観行政団体として定める景観計画が効力 という。)は、この条例の施行後も、 を生ずる日の前日までの間は、改正前の埼玉県景観条例 この条例の施行の際現に、景観行政団体である市町村の区域及び次に掲げる市 なおその効力を有する。 。 以 下 「改正前の条例

し書の同意を得ていない市町村であって、知事がその旨を告示した市町村 ない市町村であって、 法第七条第 法第七条第一項ただし書の規定により協議している市町村のうち、 一項ただし書の同意を得た市町村のうち、 知事がその旨を告示した市町村 景観行政団体となって 同項ただ

3 景観行政団体とならないこととなった場合において、その事実を知事が告示した 第一項ただし書の同意をしないこととした場合又は前項第二号に掲げる市町村が 例の規定を適用する。 した日 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる市町村について知事が法第七条 (附則第六項において「経過日」という。) から、 当該市町村の区域については、当該告示の日から起算して九十日を経過 改正後の埼玉県景観条

この条例の施行の際現に改正前の条例第五条第二 一項の規定により定められてい

4

る公共事業等景観形成指針は、改正後の埼玉県景観条例第十九条第二項の規定に より定められた公共事業景観形成指針とみなす

- 5 第二項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の条例の規定が適 条第二項の規定による通知がなされた大規模行為(当該大規模行為のうち、 用される行為を除く。)であって、この条例の施行の日以後も引き続き行われて いるものについては、 この条例の施行の日前に改正前の条例第十三条第一項の規定による届出又は同 なお従前の例による。 附則
- 以後も引き続き行われているものについては、 された、附則第三 前の条例第十三条第一項の規定による届出又は同条第一 経過日前に、 附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる改正 二項の告示に係る市町村の区域内の大規模行為であって、 なお従前の例による。 一項の規定による通知がな 経過

埼玉県手数料条例の一 部を改正する条例をここに公布する

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十七号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

二第十一項又は第三十八条の四第二十項」を「第二十条の二第十三項又は第三十八 若しくは第六十二条の三第四項第十五号二」を「第三十 第四項第十四号ハ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ若しくは第六十二条の三 条の四第二十二 第四項第十五号ハ」に改め、 若しくは第六十二条の三第四項第十六号ニ」 別表都市整備部の項第一号中 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。 同項第七十六号中「第三十一条の二第二項第十四号ハ若しくは第六十二条の三 に改める 同項第七十七号中 「第八十一条第二項」を に改め、 「第三十一条の二第二項第十五号ニ 同項第八十号中 一条の二第二項第十六号ニ 「第八十一条第四項」 第 一十条の 一に改

則

九号)の施行の日から施行する。 公布の日から施行する この条例は、 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律 ただし、 別表都市整備部の項第一号の改正規定は、 (平成十九年法律第十

政治倫理の確立のための埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を

改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

を

埼玉県条例第四十八号

部を改正する条例 政治倫理の確立のための埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する条例の

年埼玉県条例第七十七号) 政治倫理の確立のための埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する条例 の一部を次のように改正する。 (平成七

引法」に改め、 び貯金」に改め、 金を除く。)」を「及び貯金 第二条第一項第四号中 同号を同項第五号とし、 同項第五号を削り、 「、 貯金 (普通貯金を除く。)」に、 (普通貯金を除く。) 及び郵便貯金 同項第六号中「証券取引法」を「金融商品取 同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り 「、貯金及び郵便貯金」を (通常郵便貯 及

則

六十五号)の施行の日から施行する。 日から、その他の規定は証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)の施行の この条例中第二条第一項第四号の改正規定及び次項の規定は郵政民営化法等の を削る。

営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三条第十号に規定す の日前に有していた郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)及び旧郵便貯金 る旧郵便貯金をいう。) 改正後の第二条の規定の適用については、 (通常郵便貯金を除く。) 同条第一項第四号の改正規定の施行 は、 預金とみなす。 (郵政民

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十九号

埼玉県学校設置条例の

部を改正する条例をここに公布する

平成十九年七月十日

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例

改正する。 埼玉県学校設置条例 (昭和三十九年埼玉県条例第六十九号) の一部を次のように

第二号の表中「埼玉県立寄居高等学校|大里郡寄居町大字桜沢二千六百 「埼玉県立寄居高等学校 埼玉県立寄居城北高等学校 大里郡寄居町大字桜沢二千六百一番地 大里郡寄居町大字桜沢二千六百一番地 に改 番地

校一鶴ケ島市大字高倉字山向九百四十六番地一」に改め、 の項中「埼玉県立上尾東高等学校」 学校の項を削り、同表埼玉県立所沢西高等学校の項中「大字北野字中砂千六百四十 間郡毛呂山町大字西大久保字中通五百二十五番地」を「埼玉県立鶴ケ島清風高等学 瀬高等学校 平塚字氷川千二百八十一番地一」を「大字原市二千八百番地」に改め、 高等学校」に改め、 玉県立所沢東高等学校一所沢市大字南永井六百十九番地の七」を「埼玉県立新座柳 同表埼玉県立狭山高等学校の項中 九番地」を「北野新町二丁目五番地十一」に改め、同表埼玉県立騎西高等学校の項 高等学校」を「埼玉県立誠和福祉高等学校」に改め、同表埼玉県立上尾東高等学校 一新座市大和田四丁目十二番一号」に、 同表埼玉県立不動岡誠和高等学校の項中「埼玉県立不動岡誠和] を「埼玉県立上尾鷹の台高等学校」に、 「埼玉県立狭山高等学校」を「埼玉県立狭山緑陽 「埼玉県立毛呂山高等学校 同表埼玉県立新座北高等 同表中「埼

則

沢西高等学校の項の改正規定は、 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、 公布の日から施行する。 第二号の表埼玉県立所

埼玉県立学校の学校医、 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

司

埼玉県知事 上 田 清

埼玉県条例第五十号

0)

一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月十日

条例の一部を改正する条例 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する

(昭和三十二年埼玉県条例第五十号) 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 の一部を次のように改正する

百円」に改め、 第二条第三項中「のうち二人まで」を削り、「それぞれ二百円」を「一人につき二 | 埼玉県規則第六十九号 則 「、その他の扶養親族については一人につき百六十七円を」を削る

この条例は、 公布の日から施行する

2 例による。 額について適用し、 補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎 生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害 改正後の第二条第三項の規定は、平成十九年四月一日以後に支給すべき事由が その他の公務災害補償の補償基礎額については、 なお従前の 法

平成十九年七月十日

埼玉県警察本部組織条例

0)

部を改正する条例をここに公布する。

埼 玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十一号

埼玉県警察本部組織条例の一部を改正する条例

うに改正する。 埼玉県警察本部組織条例 (昭和二十九年埼玉県条例第二十六号)の一部を次のよ

本則第一号生中 「留置場」を「留置施設」に改める。

本則第五号中口を削り、回を口とし、 四を三とし、 (五を四とし、 穴を伍とし、 (七)

(七) 犯罪による収益の移転防止に関すること

国際捜査共助に関すること。

この条例は、 公布の日から施行する。

規 則

埼玉県吏員恩給条例等施行規則の 一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上 田 清

司

のように改正する。 埼玉県吏員恩給条例等施行規則 埼玉県吏員恩給条例等施行規則の一部を改正する規則 (昭和三十七年埼玉県規則第十五号) の一部を次

法の長期給付に関する施行法(」に改め、 同条第八号を次のように改める。 「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(」を「国家公務員共済組合 第七条第五号中「国家公務員等共済組合法(」を「国家公務員共済組合法 (」を「私立学校教職員共済法 こ に、 同条第七号中 「組合員期間」 「私立学校教職員共済組合 を「加入者期間」 一に改め つに、

並びに特例障害農林年金 第三項の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。)及び障害共済年金 の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百五十八号)第十五条 三号)第二十九条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令 等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十四年政令第四十 関する経過措置に関する政令(平成十四年政令第四十四号)第十六条の規定に 団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に 年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業 に規定する旧農林共済組合員期間をいう。)が二十年以上であるもの又は厚生 金額の算定の基礎となる旧農林共済組合員期間 附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち退職共済年金 林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律 林年金をいう。) する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十一号に掲げる特例障害農 員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する よりなおその効力を有するものとされた厚生年金保険制度及び農林漁業団体職 行農林年金をいう。)のうち退職年金、 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農 並びに移行農林年金 (同法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定 減額退職年金及び障害年金 (同法附則第十六条第六項に規定する移 (同法附則第二条第一項第七号 (平成十三年法律第百 (その年

共済組合連合会」を「国家公務員共済組合連合会」に改める 法律第十八号)による改正前の執行官法」に改め、 第七条第十一号中「執行官法」 を「執行官法の一部を改正する法律 同条第十二号中 一国家公務員等 (平成十九年

項の年金たる給付等を定める政令(昭和五十五年政令第二百七十六号)第二条に 第八条中「八十一万円」を「恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第

告

埼玉県告示第千百十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律 第七号)第二十五条第四項の規定により 第七号)第二十五条第四項の規定により が提出されたので、同条第五項において が提出されたので、同条第五項において が提出されたので、同条第五項において

なお、当該申請に係る変更後の定款を 申請のあった日から二月間、総務部NP の活動推進課及び埼玉県中央地域創造セ ンターにおいて備え置く方法並びにイン ターネットを利用する方法(埼玉県NP の情 報 ス テ ー シ ョ ン(http://www. saitamaken-npo.net/))により縦覧に供す る。

平成十九年七月十日

申請のあった年月日 埼玉県知事 上 田 清

司

一 特定非営利活動法人の名称平成十九年六月二十九日

る会特定非営利活動法人荒川の自然を守

代表者の氏名

木ノ内 勝平

埼玉県上尾市大字平方一三三四番地四 主たる事務所の所在地

継ぐ大切な財産として、保全していく然を、21世紀に生きる子ども達に引きこの法人は、荒川周辺に残された自五 定款に記載された目的

兀

元之

埼玉県告示第千百十一号

ことを目的とする。

<u>Ŧ</u>i.

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定が提出されたので、同条第五項においてが提出されたので、同条第五項において

ターネットを利用する方法(埼玉県NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造セ申請のあった日から二月間、総務部NP申請のあった日から二月間、総務部NP

を目的とする

より経済活動の活性化に寄与すること

ンチャー企業の育成を支援することに

| る。 | aitamaken-npo.net/)) により縦覧に供す

〇情報ステー

ション (http://www.

第6条関係」に改める。

埼玉県知事 上平成十九年七月十日

田清

司

平成十九年六月二十九日申請のあった年月日

一特定非営利活動法人の名称

(変更前)

特定非営利活動法人埼玉

(変更後)特定非営利活動法人事業事業活性化支援機構

代表者の氏名

目7番地5 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁 主たる事務所の所在地

目7番地5 目7番地5 目7番地5 目7番地5

埼玉県告示千百十二号

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、第七号)第十条第一項の規定により特定ら、次のとおり申請書が提出されたので、非営利活動法人を設立しようとする者かまでのとおり申請書が提出されたので、非営利活動促進法(平成十年法律

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、 書を申請のあった日から二月間、総務部 書を申請のあった日から二月間、総務部 NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創 造センターにおいて備え置く方法並びに インターネットを利用する方法(埼玉県 インターネットを利用する方法(埼玉県 NPO情報ステーション(http://www. saitamaken-npo.net/))により縦覧に供す る。

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

中請のあった年月日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名平成十九年六月二十九日

特定非営利活動法人さいたま市ナー称

一代表者の氏名

サリールーム保育連絡会

西舘 英子

主たる事務所の所在地

1

兀

定款に記載された目的目五六八番地の一場玉県さいたま市大宮区櫛引町

Ŧi.

この法人は、

地域における子ども達

携を図り、もって地域社会の福祉の増 ども達のよりよい保育に努力し、 と保護者に対し、さいたま市ナーサリ 育問題を解決するために、行政との連 いに協力し合い、保育の向上並びに保 ・ルームの認定を受けた保育園が、 お 互 子 Ŧi.

埼玉県告示第千百十三号

準用する同法第十条第二項の規定により が提出されたので、 非営利活動法人から、 定款の変更の認証を受けようとする特定 公告する。 第七号)第二十五条第四項の規定により 同条第五項において 次のとおり申請書

saitamaken-npo.net/))により縦覧に供す 申請のあった日から二月間、総務部NP ンターにおいて備え置く方法並びにイン O活動推進課及び埼玉県中央地域創造セ ターネットを利用する方法 報 ステー ショ (http://www (埼玉県NP

平成十九年七月十 埼玉県知事 上 H 田 清 司

特定非営利活動法人環境ネッ

トワー

www.saitamaken-npo.net/))により縦覧

進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法 (平成十年法律

なお、当該申請に係る変更後の定款を

平成十九年六月二十九

特定非営利活動法人の名称 -請のあった年月日

> ク埼 代表者の氏名

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁

目七番地五 この法人は、 定款に記載された目的 行政機関と連携して、 埼玉県内の県民、 事業

環型社会の構築に寄与することを目的 とにより、 防止などの環境保全活動を推進するこ 将来にわたり持続可能な循 地球温暖化

とする。

埼玉県告示第千百十四号

準用する同法第十条第二項の規定により が提出されたので、同条第五項において 非営利活動法人から、次のとおり申請書 公告する。 定款の変更の認証を受けようとする特定 第七号)第二十五条第四項の規定により 特定非営利活動促進法 (平成十年法律

実現に寄与することを目的とする

玉県NPO情報ステーション(http:// 域創造センターにおいて備え置く方法並 びに当該定款の変更の日の属する事業年 びにインターネットを利用する方法 務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地 予算書を申請のあった日から二月間、 度及び翌事業年度の事業計画書及び収支 なお、当該申請に係る変更後の定款並 **(**埼 総

に供する。

平成十九年七月

造センターにおいて備え置く方法並びに NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創

インターネットを利用する方法

(埼玉県

申請のあった年月日 埼玉県知事 上 田 清

特定非営利活動法人の名称

平成十九年六月二十九日

saitamaken-npo.net/))により縦覧に供す

NPO情報ステーション(http://www

ウス 特定非営利活動法人ヒールアップハ

平成十九年七月十日

埼玉県知事

上

 \blacksquare

清

司

埼玉県川口市北園町一 主たる事務所の所在地 智恵子

兀

の自立生活支援と普及啓発を行い、 して地域で生活できる環境を作るため の理念にもとづき、精神障害者が安心 って精神障害者の社会復帰及び就労の この法人は、 定款に記載された目的 ノーマライゼーション ŧ

埼玉県告示第千百十五号

び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 書を申請のあった日から二月間、 同条第二項の規定により公告する 非営利活動法人を設立しようとする者か 第七号)第十条第一項の規定により特定 ら、次のとおり申請書が提出されたので 特定非営利活動促進法 なお、当該申請に係る定款、役員名簿 (平成十年法律 総務部

司

代表者の氏名

申請のあった年月日

平成十九年七月二日

申請に係る特定非営利活動法人の名

|番二〇号|

クラブ

特定非営利活動法人明日香スポー

ツ

代表者の氏名

<u>Ŧ</u>i.

四 メゾンマルタカ一○六号室 埼玉県川口市川口六丁目四番! 主たる事務所の所在地 幸子

<u>Ŧ</u>. 場を提供するクラブ作りを目的とする うスポーツでなく「健康づくり」「人 でが少額の費用で参加でき、勝利を争 的弓道」を中心に子どもから高齢者ま とのふれあい」を重視したスポーツの この法人は、 定款に記載された目的 「フットサル及び四半

埼玉県告示第千百十六号

第七号)第二十五条第四項の規定により 定款の変更の認証を受けようとする特定 特定非営利活動促進法 (平成十年法律

一八号

準用する同法第十条第二項の規定により が提出されたので、同条第五項において 非営利活動法人から、 公告する。 次のとおり申請書

に供する。 www.saitamaken-npo.net/))により縦覧 びにインターネットを利用する方法 域創造センターにおいて備え置く方法並 務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地 予算書を申請のあった日から二月間、 度及び翌事業年度の事業計画書及び収支 びに当該定款の変更の日の属する事業年 玉県NPO情報ステーション なお、当該申請に係る変更後の定款並 (http:// (埼 総

平成十九年七月十日

申請のあった年月日 埼玉県知事 上 田 清 司

特定非営利活動法人の名称 平成十九年七月四日

特定非営利活動法人生活支援クラブ

三 代表者の氏名 好子

四 六八番地三 埼玉県さいたま市岩槻区大字大口ニ 主たる事務所の所在地

<u>Ŧ</u>i. 定款に記載された目的

社会を創造することで福祉の増進に寄 与することを目的とする。 生活と楽しい人生」を送れるよう生活 を支援し、誰もが豊かに暮らせる地域 (変更前) この法人は、 「社会人として自立し、健やかな 障害者に対 三

し、 与することを目的とする。 社会を創造することで福祉の増進に寄 を支援し、誰もが豊かに暮らせる地域 生活と楽しい人生」を送れるよう生活 (変更後)この法人は、青少年に対 「社会人として自立し、健やかな

埼玉県告示第千百十七号

定款の変更の認証を受けようとする特定 非営利活動法人から、次のとおり申請書 第七号)第二十五条第四項の規定により 公告する。 準用する同法第十条第二項の規定により が提出されたので、 特定非営利活動促進法 同条第五項において (平成十年法律

る saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供す 0情 ンターにおいて備え置く方法並びにイン 申請のあった日から二月間、総務部NP ターネットを利用する方法(埼玉県NP O活動推進課及び埼玉県東部地域創造セ なお、当該申請に係る変更後の定款を 報 ステー ション (http://www.

平成十九年七月十日 埼玉県知事 田

清

司

特定非営利活動法人の名称 平成十九年六月二十八日 申請のあった年月日

けあい 代表者の氏名 特定非営利活動法人さわやか 草加 たす

> 兀 主たる事務所の所在地

Ŧi. き、 すべての人々が健康で安心して暮らし 助サービスを提供することによって、 福祉の増進に寄与することを目的とす 保ちながら、地域に根ざした介護、 ていくことの出来る地域社会づくりと この法人は、たすけあい精神に基づ 受け手と担い手との対等な関係を 介

埼玉県告示第千百十八号

準用する同法第十条第二項の規定により が提出されたので、同条第五項において 非営利活動法人から、次のとおり申請書 第七号)第二十五条第四項の規定により 公告する。 定款の変更の認証を受けようとする特定

びインターネットを利用する方法 www.saitamaken-npo.net/))により縦覧 務部NPO活動推進課及び埼玉県秩父地 予算書を申請のあった日から二月間 度及び翌事業年度の事業計画書及び収支 びに当該定款の変更の日の属する事業年 県NPO情報ステーション (http:// 域創造センターにおいて備え置く方法並 なお、当該申請に係る変更後の定款並 (埼 玉

定款に記載された目的 埼玉県草加市谷塚町五百九十五番地

称

特定非営利活動促進法(平成十年法律 る。

に供する。

平成十九年七月十日 上

申請のあった年月日 埼玉県知事 \mathbf{H}

> 清 司

申請に係る特定非営利活動法人の名 平成十九年七月二日

害者福祉会ハート秩父 特定非営利活動法人 秩父市身体障

代表者の氏名 槌太郎

兀 Ŧi. 十三号秩父市ふれあいセンター 定款に記載された目的 埼玉県秩父市中村町三丁目十二番二 主たる事務所の所在地

増進に寄与することを目的とする。 働の場」を提供し、誰もが豊かに暮ら せる地域社会を創造することで福祉 齢者に対し、「ふれあいと穏やかな労 この法人は、 秩父地域の障害者や高

埼玉県告示第千百十九号

あった。 定により、三郷市から三郷市の区域内に に係る環境影響評価調査計画書の提出が 称)三郷インター南部土地区画整理事業 おいて行われる草加都市計画事業 玉県条例第六十一号)第四条第三項の規 埼玉県環境影響評価条例 (平成六年埼

町村並びに環境影響評価調査計画書の縦 この事業に係る関係地域が所在する市

覧の場所及び期間は、 平成十九年七月 埼玉県知事 十日 次のとおりである。 上 田 清 司

関係地域が所在する市町村 三郷市、 八潮市

所及び期間 環境影響評価調査計画書の縦覧の場

1

場所

埼玉県環境部温暖化対策課

三郷市まちづくり事業推進課 埼玉県越谷環境管理事務所

八潮市環境課

(変更後

株式会社スギ薬局

代表取締役

杉浦広

外一社

株式会社日本アポック

代表取締役

犬竹

浩

外一 社

川越市脇田本町一番地五

期間

曜日、 午前九時から午後四時三十分まで 年八月十日 平成十九年七月十日 日曜日及び休日を除く。) (金) まで (ただし、土 (火) から同 0)

口

_

届出年月日

平成十九年六月二十五日

平成十六年六月二十九日外

変更年月日

愛知県安城市三河安城町一丁目八番地四

埼玉県告示第千百二十号

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上 田 清

司

届出の概要等

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコーマーケットシティ所沢

所沢市北原町千四百十五の一他

口 変更の概要

設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名変更

(変更前

近畿車輛株式会社 代表取締役 小野純朗

大阪府東大阪市稲田新町三丁目九番六十号

(変更後)

近畿車輛株式会社 代表取締役

大阪府東大阪市稲田新町三丁目九番六十号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名変更

(変更前

項の規定による届

三 縦覧場所 平成十九年七月十日から平成十九年十一月十二日まで

縦覧期間

埼玉県産業労働部商業支援課

四 意見書の提出 埼玉県西部産業労働センター

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。 の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 大規模小売店舗立地法第八条第三 一項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 県に

1 意見書提出期間

平成十九年七月十日から平成十九年十一月十二日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千百二十一号

小島土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、 次のとおり届

平成十九年七月十日

出があった。

住

埼玉県知事

上 \mathbb{H}

清 司

太田市牛沢町一一七 一番地

伊生郎 司 郎 熊谷市妻沼小島二七二二番地

理 理

事 事 名

小 赤

林

職

氏

名

埼玉県告示第千百二十二号 土地改良法

次の土地改良区の定款の変更を平成十九 十五号)第三十条第二項の規定により (昭和二十四年法律第百九

年六月十八日認可した。 平成十九年七月十日

> 埼玉県知事 上 田 清 司

生野土地改良区

名 称

事務所の所在地

本庄市

埼玉県告示第千百二十三号

項の規定により、 電線共同溝の整備等に関する特別措置法 電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。 (平成七年法律第三十九号) 第三条第

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上 田 清

司

道路の種類 県道 春日部久喜線 路 線 名 同市粕壁三丁目六三三八番一地先まで春日部市粕壁三丁目六三〇〇番地先から X 間

埼玉県告示第千百二十四号

桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったの 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により

次のとおり公告する。

-成十九年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

桶川市大字下日出谷一七番地七

本 治 雄 桶川市大字下日出谷九二五番地一二六

野 南

兀 番 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県告示第千百二十五号

行う事務所の所在地の変更の届出があったので、 定により、指定構造計算適合性判定機関から住所及び構造計算適合性判定の業務を 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第七十七条の三十五の五第1 同条第三項の規定により次のとお 一項の規

り告示する。

平成十九年七月十日

埼玉県知事

上

 \mathbf{H}

清

司

事第八号	指定番号
構造センター株式会社建築	名称
五丁目十一番四号東京都新宿区新宿	変更後の住所
五丁目十一番四号東京都新宿区新宿	在地 を行う事務所の所 を行う事務所の所 変更後の構造計算
月三日平成十九年七	変更した日

埼玉県告示第千百二十六号

号)第三十六条第三項の規定により、 開発行為に関する工事が完了したので 都市計画法 (昭和四十三年法律第百 次

平成十九年七月十日

公告する。

埼玉県知事 上 田 清 司

検査済証番号 指令飯整第一八〇〇一九〇号

平成十八年七月二十四日

許可番号

三 開発区域に含まれる地域の名称 平成十九年七月三日第三十五号

八間郡越生町大字成瀬字横捲八三七

東京都千代田区神田錦町 一丁目 番

地

代表取締役 ミニストップ株式会社 横尾 博

埼玉県告示第千百二十七号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百

公告する。 の開発行為に関する工事が完了したので 号)第三十六条第三項の規定により、 次

平成十九年七月十日

埼玉県知事 上 田 清

司

許可番号

平成十九年六月十二日

指令杉整第一八〇二三四 一号 埼玉県農林総合研究センター所長告示第九号

平成19年5月分

通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

肥料取締法

(昭和二十五年法律第百二十七号)

第三十条第七項の規定により、

普

兀 番地 四 | 開発区域に含まれる地域の名称 検査済証番号 開発許可を受けた者の住所及び氏名 平成十九年七月三日第三十六号 さいたま市北区宮原町三丁目二六三 北葛飾郡鷲宮町大字鷲宮字久保四三

代表取締役 有限会社 インペリアルホーム 青木

埼玉県告示第千百二十八号 都市計画法 (昭和四十三年法律第百

> の開発行為に関する工事が完了したので、 号)第三十六条第三項の規定により、 次

公告する。

平成十九年七月十日

許可番号

指令東整第一五〇〇三〇一号

三 開発区域に含まれる地域の名称 比企郡小川町大字角山字塚場七七五 一、七七六、七七七—一、七七八—

埼玉県知事 上 田

平成十九年六月十三日

検査済証番号

平成十九年七月三日第三十七号

清 司

地

都市計画法

の開発行為に関する工事が完了したので 号)第三十六条第三項の規定により、 次

公告する。

平成十九年七月十日

東京都千代田区神田錦町一丁目一番

埼玉県告示第千百二十九号

七七八一三、七七九一四、七八〇

横尾 博

代表取締役

(昭和四十三年法律第百 兀

ミニストップ株式会社

兀

開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県知事 上

田

清 司

許可番号

平成十九年六月十四日

検査済証番号 指令杉整第一八〇二四三一号

開発区域に含まれる地域の名称 平成十九年七月三日第三十八号

三

(第一工区)

北葛飾郡鷲宮町桜田一丁目二六番三

開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都西東京市芝久保町四丁目二六

番三号

株式会社 東栄住宅

代表取締役 佐々野

俊彦

平成十九年七月十日

埼玉県農林総合研究センター所長 林

繁 雄

7月	10日	(火)	曜日)			
注1 分析給本7	乾燥菌体肥料		肥料の種類等			
るバタの他給杏の爛け	朝日工業株式会社	保証票添付者				
始本社		·				
対理がことするは、ままずは、これをはずでは、大器のな物のを対しているない。	乾燥菌体肥料42号		肥料の名称			
海西 パープ いっぱん おいまん	主成分一TN、TP 有害成分一カドミウ	頁	Э	検		
巻	54		芥	査		
()ずらの場合に)		Ш	淹	Ø		
(殊/孙) (孫 (指摘事項)	姨		
を掛出し		の検え	保証	Ж.		
は指子「今部パを			票しゃの他	要		
米洋手・		HV.	備			
다 그 뜻			≯			

分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である

- ယ 主成分の略号は次のとおりである

 \sim

分析検査項目に係る指摘事項は、

TN―窒素全量、TP―りん酸全量

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十号

埼玉県農林総合研究センター所長 林

> 繁 雄

平成19年5月分 特

_	半原	ζ I	9 म	- / ,	月 I	0		(火曜日)		_	可	<u></u>	尓	+	IX				
埼玉県東松山	平成十九年七月十日	公告する。	の開発行為に関す	号) 第三十六条第	都市計画法(日	十五号	埼玉県東松山県+	2 分材	編名・1 万州 TN-	-							たい肥	の指注の名	本 异 岩 类
埼玉県東松山県土整備事務所長 三	月十日		の開発行為に関する工事が完了したので、二	号)第三十六条第三項の規定により、次	都市計画法(昭和四十三年法律第百		埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九	行値は原則として現物当たり		144・4本・4で後の長い本本・4本・4本・4本・4本・4本・4本・4本・4本・4本・4本・4本・4本・4	木村巖	田端勝義	朝日工業株式会社	中村陽二	保延辰夫	八須一夫	逸見榮		年来(整↓▽/+馬書)
開発区域に含まれる地域の名称	第一九○○五七号	平成十九年七月三日	検査済証番号	第一九〇〇二一〇号	平成十九年六月二十一日	許可番号	谷口	分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と	検査を表施した成分等の略写は次のとおりである。 窒素全量、TP―りん酸全量、TK―加里全量、TCu―銅全量、	4	木村堆肥	田端堆肥	レオグリーン特号	和牛のたいひ	土乃守	八須堆肥	逸見堆肥	田	
名 称							建	欄に「			1.0	0.5	3.5	1.7	0.7	0.6	0.4	(%)	
 埼					四四			乾物当	TZn—亜鉛全量、		0.5	0.4	3.2	1.5	0.8	0.6	0.3	TP (%)	
埼玉県東松	>		菅原	北本市	開発許	五十七	比企郡	[7. b]	亜鉛全		1.1	0.4	1.5	4.9	1.7	1.1	0.4	TK (%)	→
			~ 幸紀	市栄七—	光許可を受:	u	<u> </u>				24	13	36	24	21	18	16	TCu (mg/kg)	検
山県土整備事務所長告示第九				栄七―三―一三―二〇七	可を受けた者の住所及び氏名		吉見町大字田甲字登戸一一六 十六号	ある場合(-石灰全量	-	52	65	184	116	132	86	75	TZn (mg/kg)	0
斯長告	}			<u>.</u>	灶所及		子登戸	* * *	, C/N		1.3	0.8	5.1	1.9	1.5	0.7	0.5	TCa (%)	雒
亦第九				七	び氏名		一六	分を深	— 表 **		24	26	10	15	25	29	30	C/N	無
			公告	の開		都	十六	き他の	(発達)		48.1	71.1	9.9	22.9	58.8	60.4	71.3	(%)	
	埼玉県東京	平成十九年	公告する。	発行為に関	第三十六	市計画法	号	項目は乾	比、水分—	_								その他の検査	
谷口建	埼玉県東松山県土整備事務所長	平成十九年七月十日		の開発行為に関する工事が完了したので、	号)第三十六条第三項の規定により、次	都市計画法(昭和四十三年法律第百		記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。	TCa一石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量									土	
_	Д.			こので、	次次	第百		•											

うに道路の供用を開始する。 埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十六号 及び埼玉県行田県土整備事務所において一 区域を次のように変更する。 埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十五号 道路法 その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ その関係図面は、平成十九年七月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課 羽 路 旧 許可番号 平成十九年六月二十六日 第一九〇〇三九〇号 新別 新 旧 生 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 線 栗 同町大字北平野字下八二六番二地先まで 北埼玉郡大利根町大字北平野字悪戸八○九番一地先から同郡 橋 平成十九年七月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課 線 名 区 北埼玉郡大利根町大字北平野字悪戸八○九番 同町大字北平野字下一〇六番一地先まで 供 用 般の縦覧に供する。 開 検査済証番号 平成十九年七月三日 第一九〇〇五八号 始 σ 間 区 地先から同郡 八・〇〇~ 敷 間 X 地 道路の 1 0) ŀ £i. ∴ ⊖ 九・〇〇 幅 平成十九年七月十日 ル 供 及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 員 用 —二、六四六—一、六四六—二 開発区域に含まれる地域の名称 路 平成十九年七月十日 道路の区域 道路の種類 平成十九年七月十日 比企郡滑川町大字羽尾字川向六四 開 延 線 始 X 0) 1 名 期 1 県道 日 羽生栗橋線 ル → 長 四 示第千四十六号の 交差点整備工事による平成十年八月十一日付け埼玉県告 埼玉県行田県土整備事務所長 埼玉県行田県土整備事務所長 備 五〇メートル 備 四 一部変更 鶴ヶ島市大字脚折一四四〇—二八 開発許可を受けた者の住所及び氏名 福三郎 並 並 木 木 孝 孝 考 考 之 之

都市計画法

(昭和四十三年法律第百

の開発行為に関する工事が完了したので、

第三十六条第三項の規定により、

次

公告する。

平成十九年七月十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎

本

恵 樹

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十七号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百

その関係図面は、 平成十九年七

及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

用開始の区間	1月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課	5八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ
供用開始の期日	<u> </u>	よ 平成十九年七月十日
備	埼玉県行田県土整備事務所長 並	
考	並 木 孝 之	

二三九・〇〇メートル

(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十 線 同町大字北平野字悪戸八九一番一地先まで 北埼玉郡大利根町大字北平野字下一五三番一二地先から同郡 平成十九年七月十日

砂

原

北

大

桑

路

線

名

供

検査済証番号 指令杉整第一九〇〇三五〇号

平成十九年七月三日

杉整第四六九—一号

三 開発区域に含まれる地域の名称 南埼玉郡菖蒲町大字三箇字大蔵一五

八 五〇一七、 一五四九—五、 一五四九

兀 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南埼玉郡菖蒲町三 二箇三四 一二番地

藤枝

明美

埼玉県選管告示第七十七号

平成十九年六月二十一日

許可番号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十九年七月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長

髙

篠

包

火曜日・金曜日 購読料金 年四万三 便 料 金 を 千 含 兀 む 百 発行者

発行日

毎

週

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 ○四八 四

(代表)

http://www.pref.saitama.lg.jp/A 01 /BA 00/kenpouhome/fr_top.htm 埼玉県報ホームページアドレス

○四八

印刷所 さいたま市南区別所三― 関 東 ─八六二─二九○ 図 書 株 式 会 社

午前九時平成十九年七月十四日	午後六時平成十九年七月十三日	午後七時平成十九年七月十二日	日
			時
員会室 埼玉県選挙管理委	員会室	埼玉県選挙管理委	場所
その他参議院議員通常選挙について	その他参議院議員通常選挙について	その他参議院議員通常選挙について	議題